

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド 不動産鑑定士課

## 「2021 短答スーパー速習講座」の改正対応について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

「2021 短答スーパー速習講座」におきましては、令和 3 年度の本試験に向けて改正点を盛り込んだ講義を行っていますが、一部教材において改正未対応の箇所(※で表記)が発生いたしました。深くお詫び申し上げますとともに、お手数をおかけしますが、下記を参照の上、各教材への改正情報の反映の程、何卒宜しく願いいたします。

なお、講義内で改正対応を行った箇所も、念のためまとめて掲載を行っております。

2021 合格基礎テキスト 行政法規		
頁・行	改正前	改正後
19 頁 下から 3～7 行目	また市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。 <b>またこの場合において、町村にあっては都道府県知事の同意を得なければならない</b> (19 条 3 項)。	また市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない (19 条 3 項)。
159 頁 上から 2 行目	① 未成年者、 <b>成年被後見人・被保佐人</b>	① 未成年者

2021 肢別行政法規		
巻・頁・No	改正前	改正後
上巻 37 頁 No117 解説文	× 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。 <b>またこの場合において、町村にあっては都道府県知事の同意を得なければならない</b> (19 条 3 項)。しかし、市町村とも、国土交通大臣に協議し、その同意を得る必要はない。【テキスト P19】	× 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない (19 条 3 項)。しかし、市町村とも、国土交通大臣に協議し、その同意を得る必要はない。 【テキスト P19】



0 000621 213193

FU21319

2021 肢別行政法規

<p>上巻 38～39 頁 No118 問題・解説</p>	<p><b>検討不要（飛ばしてよい）。</b></p>	
<p>上巻 39 頁 No119 解説文</p>	<p>× 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。<b><u>またこの場合において、町村にあっては都道府県知事の同意を得なければならない</u></b>（19 条 3 項）。【テキスト P19】</p>	<p>× 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない（19 条 3 項）。【テキスト P19】</p>
<p>上巻 39 頁 No120 解説文</p>	<p>× <b><u>市の場合は、</u></b>都道府県知事と協議で足りる（19 条 3 項）。同意は不要である。【テキスト P19】</p>	<p>× 都道府県知事と協議で足りる（19 条 3 項）。同意は不要である。【テキスト P19】</p>
<p>※ 下巻 13 頁 No28 解説文</p>	<p>× 不動産鑑定士の登録を受ける際には被保佐人ではなかった者が、その登録後に被保佐人となった場合、それを理由として不動産鑑定士の<b><u>登録を消除される</u></b>（16 条 2 号、19 条 1 項 2 号、20 条 1 項 3 号）。【テキスト P159 参照】</p>	<p>× 不動産鑑定士の登録を受ける際には被保佐人ではなかった者が、その登録後に被保佐人となった場合、それを理由として不動産鑑定士の<b><u>登録を消除されることはなく</u></b>（16 条 2 号、19 条 1 項 2 号、20 条 1 項 3 号）、<b><u>鑑定評価等業務を行うことは禁止されない</u></b>。【テキスト P159 参照】</p>
<p>※ 下巻 15 頁 No40 解説文</p>	<p>× 不動産鑑定業者の場合、登録申請者が被保佐人であることは、登録拒否事由とはなっていない（25 条 6 号）。<b><u>不動産鑑定士の場合に登録欠格事由となっているのと異なる</u></b>（16 条 2 号）。【テキスト P161、159】</p>	<p>× 不動産鑑定業者の場合、登録申請者が被保佐人であることは、登録拒否事由とはなっていない（25 条 6 号）。<b><u>不動産鑑定士の場合も登録欠格事由となっていない</u></b>（16 条 2 号）。【テキスト P161、159】</p>

今後このような不備が生じないよう、スタッフ一同努力してまいりますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

末筆になりますが、受講生の皆様の不動産鑑定士試験合格を、LEC 不動産鑑定士事業本部一同、心よりお祈り申し上げます。

敬具